

資料3	専門家検討会(第4回)
	平成27年5月22日

等級判定のガイドライン について

等級判定のガイドラインの基本的な考え方

これまでの検討会における構成員の意見や認定事例の検討によれば、等級判定にあたっては、診断書の「日常生活能力の程度」や「日常生活能力の判定」における評価を確認しつつ、具体的な症状、療養状況、就労状況等を総合的に評価し、等級判定を行っていた。

このことから、等級判定のガイドラインについては、以下のように構成することとする。

「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を基に、認定する等級の目安を設ける。

例えば、「日常生活能力の程度」が(○)で、「日常生活能力の判定」の平均値が△以上である。

➡ ◎級相当を目安と考える。 など

※ 目安の確認作業は、機構の担当職員が行う。

上記の等級を目安としつつ、その他の様々な要素を考慮し、総合的に等級判定することとする。

【その他の要素の例】

- 現在の病状又は病態像
- 療養状況(入院・外来の状況、治療期間、主な療法など)
- 生活環境(同居・独居の状況、福祉サービスの利用状況など)
- 就労状況(雇用体系、勤続年数など)
- その他(手帳取得の有無など)

「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」による 障害等級の認定状況

障害基礎年金及び障害厚生年金のサンプル調査を基に、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」による障害等級の認定状況を整理した。

1. 「日常生活能力の判定」を平均で区分した場合

日常生活能力の判定の平均値は、程度の軽い方から1～4の数値に置き換え、その数値の平均(1.0～4.0の間)を算出している。

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5～4.0	1級 414件／541件	2級 359件／455件			
3.0～3.4	1級・2級 42件・31件／74件	2級 1,058件／1,267件	2級 2級非該当又は3級 284件・162件／461件		
2.5～2.9		2級 408件／488件	2級 2級非該当又は3級 480件・317件／827件		
2.0～2.4		2級 2級非該当又は3級 47件・22件／71件	2級 2級非該当又は3級 343件・377件／872件	2級非該当又は3級 3級非該当 123件・64件／237件	
1.5～1.9				2級非該当又は3級 3級非該当 75件・51件／164件	
1.0～1.4				2級非該当又は3級 3級非該当 53件・76件／143件	

(注1) 障害厚生年金についてはサンプル数が少ないため、年間の裁定件数を参照して件数を加重した。

(注2) 決定の総件数に対する割合が概ね1%未満の欄は空欄とした。

(注3) 特定の等級の件数が3/4以上あれば、その等級を示した。

(注4) 特定の等級の件数が3/4未満であれば、多い2つの等級を示した。

2. 「日常生活能力の判定」を重い評価の個数で区分した場合

① 重い方から2番目までの評価の個数で区分した場合

程度 判定個数	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
7個	1級 415件／532件	2級 1,078件／1,317件	2級 2級非該当又は3級 160件・74件／235件		
6個	1級・2級 37件・37件／75件	2級 361件／421件	2級 2級非該当又は3級 164件・97件／276件		
5個		2級 217件／277件	2級 2級非該当又は3級 209件・182件／407件		
4個		2級 127件／155件	2級 2級非該当又は3級 213件・107件／333件		
3個		2級 61件／69件	2級 2級非該当又は3級 184件・170件／394件		
2個			2級 2級非該当又は3級 113件・83件／234件	2級 2級非該当又は3級 18件・44件／62件	
1個			2級 2級非該当又は3級 58件・126件／223件	2級非該当又は3級 3級非該当 53件・76件／151件	
0個			2級非該当又は3級 3級非該当 63件・51件／162件	2級非該当又は3級 3級非該当 132件・114件／297件	2級非該当又は3級 3級非該当 35件・38件／78件

(注1) 障害厚生年金についてはサンプル数が少ないため、年間の裁定件数を参照して件数を加重した。

(注2) 決定の総件数に対する割合が概ね1%未満の欄は空欄とした。

(注3) 特定の等級の件数が3/4以上あれば、その等級を示した。

(注4) 特定の等級の件数が3/4未満であれば、多い2つの等級を示した。

② 最も重い評価の個数で区分した場合

程度 判定個数	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
7個	1級 257件／284件				
6個	1級・2級 82件・38件／120件	1級・2級 16件・46件／62件			
5個	1級・2級 52件・44件／97件	2級 84件／111件			
4個	1級・2級 24件・35件／59件	2級 217件／265件			
3個		2級 267件／325件			
2個		2級 294件／346件	2級 2級非該当又は3級 106件・90件／210件		
1個		2級 379件／443件	2級 2級非該当又は3級 183件・120件／306件		
0個		2級 574件／713件	2級 2級非該当又は3級 799件・687件／1,679件	2級非該当又は3級 3級非該当 247件・191件／543件	2級非該当又は3級 3級非該当 50件・38件／93件

(注1) 障害厚生年金についてはサンプル数が少ないため、年間の裁定件数を参照して件数を加重した。

(注2) 決定の総件数に対する割合が概ね1%未満の欄は空欄とした。

(注3) 特定の等級の件数が3/4以上あれば、その等級を示した。

(注4) 特定の等級の件数が3/4未満であれば、多い2つの等級を示した。

等級の目安の構成について

等級の目安の構成として、2通りの案がありえるが、それぞれの案のメリット・デメリットについてどう考えるか。

《案1》 「日常生活能力の程度」…(1)～(5)のいずれに該当しているか。
「日常生活能力の判定」…7項目の平均値(※)

(※)程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その数値の平均(1.0～4.0の間)を算出したもの。

- ・「日常生活能力の程度」が(○)で、かつ「日常生活能力の判定」の平均値が△以上ならば◎級を目安とする。
- ・「日常生活能力の程度」が(□)であっても、「日常生活能力の判定」の平均値が▽以上ならば◎級を目安とする。

<メリット>

どの区分(1～4)に該当していたとしても、同一の基準で区分の違いを全て加味することができる。

<デメリット>

- 障害認定基準上、平均値で判定することは一般的でない。
- 機構の職員が平均を算出する際に、誤りが生じる恐れがある。

《案2》 「日常生活能力の程度」…(1)～(5)のいずれに該当しているか。
「日常生活能力の判定」…7項目について、どの区分にいくつ該当しているか。

- ・「日常生活能力の程度」が(○)で、かつ「日常生活能力の判定」7項目のうち△項目以上が“助言や指導があげられる”に該当していれば◎級を目安とする。
- ・「日常生活能力の程度」が(□)であっても、「日常生活能力の判定」7項目のうち▽項目以上が“助言や指導があげられる”に該当していれば◎級を目安とする。

<メリット>

- 障害認定基準上、重い評価の項目数で判定することが一般的である。
- 機構の担当職員が確認しやすく、誤りが生じにくい。

<デメリット>

軽い方(重い方)の区分に該当する場合に、最も軽い(重い)のかそうでないのかの違いを加味することができない。
加味しようとする、目安が複雑なものとなる。

等級の目安について(たたき台)

障害認定基準及び障害等級の認定状況を踏まえ、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の平均を組み合わせて、以下のような等級の目安を設けてはどうか。

また、等級の目安はあくまでも認定医が次の段階で総合評価を行うための目安とするものであり、等級判定は目安に拘束されることなく、様々な要素を考慮して総合的に行うこととしてはどうか。

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5~4.0	1級 ※1	2級 ※1	(2級 ※7)		
3.0~3.4	1級 ※2	2級 ※1	2級 ※4		
2.5~2.9		2級 ※1	2級 ※4		
2.0~2.4		2級 ※3	3級 ※5	3級 又は 3級非該当 ※6	
1.5~1.9				3級 又は 3級非該当 ※6	
1.0~1.4				3級 又は 3級非該当 ※6	

- ① ※1の区分については、現状でも多数が同一の等級と判定されており、その等級を目安とする。
- ② ※2の区分については、現状では「1級」と「2級」がそれぞれ一定程度あるが、「日常生活能力の程度」が「常時の援助が必要」とされており、障害認定基準の1級例示「常時の援助が必要なもの」に当たる可能性を検討する必要があるため、1級を目安とする。
- ③ ※3の区分については、現状では「2級」と「2級非該当又は3級」がそれぞれ一定程度あるが、「日常生活能力の程度」が「日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要」とされており、障害認定基準の2級例示「日常生活が著しい制限を受けるもの」に当たる可能性を検討する必要があるため、2級を目安とする。
- ④ ※4の区分については、現状では「2級」と「2級非該当又は3級」がそれぞれ一定程度あるが、「日常生活能力の判定」の各項目が平均的には「助言や指導があればできる」程度であり、障害認定基準の2級例示「日常生活が著しい制限を受けるもの」に当たる可能性を検討する必要があるため、2級を目安とする。
- ⑤ ※5の区分については、現状では「2級」と「2級非該当又は3級」がそれぞれ一定程度あるが、「日常生活能力の判定」の各項目が平均的には「おおむねできるが時には助言や指導を必要とする」程度であり、障害認定基準の2級例示「日常生活が著しい制限を受けるもの」に当たらない可能性を検討する必要があるため、3級を目安とする。
- ⑥ ※6の区分については、現状では「2級非該当又は3級」と「3級非該当」がそれぞれ一定程度あるが、「2級非該当又は3級」のうち2級非該当と判定されたものは必ずしも3級相当と判断されたわけではない点に留意が必要である。障害厚生年金の判定結果をより広く収集し、その状況も見ながら今後検討する。
- ⑦ ※7の区分については、決定の総件数に対する割合が少ない(1%未満)区分であるものの、上記①及び④で目安が示された区分との比較により等級を求められることから、2級を目安とする。

総合評価について(たたき台)

等級の目安を参考としつつ、その他の様々な要素を考慮して、総合的に等級判定することとする。(精神障害・知的障害・発達障害に共通して、又は障害ごとに考慮すべき要素の例を整理)

この場合、総合的に等級判定する際に、認定基準で掲げられた事項のほか、一般的に考慮することが妥当と考えられる要素の例を、以下のように考えてはどうか。

	共通事項	精神障害	知的障害	発達障害
現在の病状 又は病態像	○てんかん発作など身体症状による病状や生活全般への影響の有無を考慮する。	○うつ病については、期間や希死念慮・自殺企図の有無を考慮する。 ○統合失調症については、幻聴・幻覚・妄想等の有無を考慮する。		○知能指数は高いが日常生活能力(特に社会適応能力)が低い場合は、それを考慮する。 ○問題行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。
療養状況		○入院時の状況(隔離・拘束の有無や期間、院内での病状の経過、入院の理由など)を考慮する。 ○通院の状況(頻度、治療内容等)を考慮する。 ○投薬治療を行っている場合は、その内容(種類・量(記載があれば血中濃度)・期間)を考慮する。		○通院の状況(頻度、治療内容等)を考慮する。
生活環境	○家族の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。(特に独居の場合)	○精神障害による引きこもりについては、どのように評価すべきか。	○施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。	○施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。

総合評価について(たたき台)

	共通事項	精神障害	知的障害	発達障害
就労状況	<p>○就労が一定期間(1年以上)継続している場合はそれを考慮する。また就労の頻度を考慮する。</p> <p>○相当程度の支援を受けて就労が継続している場合は、それを考慮する。</p> <p>○就労の影響により、就労以外の場面での日常生活能力が著しく低下している場合は、それを考慮する。</p> <p>○一般企業での就労の場合は、障害者雇用枠であるかどうかを考慮する。</p> <p>○一般企業での就労の場合は、月収の状況(把握できれば年収の状況)を考慮する。</p> <p>○就労支援施設等での福祉的就労の場合は、就労支援の形態(就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援)を考慮する。</p>	<p>○発病後も継続雇用されている場合は、従前の就労状況を参照しつつ、現在の仕事の内容や仕事場での援助の有無などの状況を考慮する。</p> <p>○精神障害による出勤状況(欠勤・早退など)を考慮する。</p>	<p>○仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。</p>	<p>○仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。</p> <p>○職場内でのコミュニケーションの状況を考慮する。</p> <p>○執着が強く、臨機応変な対応が困難である等により常時の管理・指導が必要な場合は、それを考慮する。</p>
その他	<p>○「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」に齟齬があれば、それを考慮する。</p>	<p>○依存症については、精神症状を呈していれば、それを考慮する。</p>	<p>○養育歴、教育歴等について考慮する。</p> <p>○療育手帳の有無や区分、知能指数を考慮する。</p>	<p>○養育歴、教育歴等について考慮する。</p> <p>○知的障害を伴う発達障害の場合、発達障害の症状も勘案して療育手帳を考慮する。</p>
	<p>○「日常生活能力の判定」7項目について、重みづけを行うべきか。</p>	<p>○精神保健福祉手帳については考慮すべきか。</p>	<p>○中高年になってから判明し、請求する知的障害については、幼少期の状況を考慮する。</p>	<p>○知的障害を伴わない発達障害の場合、精神保健福祉手帳を考慮するか。</p>